

平成26年第1回定例会

埼玉県後期高齢者医療
広域連合議会議案

平成26年2月26日

議 案 目 次

| | | |
|-------|---|----|
| 議案第1号 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 1 |
| 議案第2号 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 3 |
| 議案第3号 | 平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）…………… | 別冊 |
| 議案第4号 | 平成26年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算…………… | 別冊 |
| 議案第5号 | 平成26年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算…………… | 別冊 |

議 案 第 1 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年
広域連合条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月26日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料賦課額の軽減措置を平成26年度も継続することに伴い、その財源となる基金条例の失効期限を延長するため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年
広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 2 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月26日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

平成26年度及び平成27年度の保険料に関し、所得割率及び被保険者均等割額を定めるとともに、保険料の賦課限度額及び被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成24年度及び平成25年度」を「平成26年度及び平成27年度」に、「0.0825」を「0.0829」に改める。

第10条中「平成24年度及び平成25年度」を「平成26年度及び平成27年度」に、「41,860円」を「42,440円」に改める。

第11条中「55万円」を「57万円」に改める。

第14条第1項第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。